

曲 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/平成 29 年 8 月 25 日

第 42 号



《小麦の収穫(上音更)》

**全国農業新聞を
購読しましょう!**

**全国農業
新聞**

毎週金曜発行
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員または
農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 会長就任のごあいさつ 2
- ★ 農業後継者対策推進協議会 2
- ★ 新たな体制でスタート 3
- ★ 農地パトロール・農地のあっせん 4
- ★ 農地所有適格法人・農地中間管理事業 4
- ★ 住宅や施設を建てようとする前に 5
- ★ 農地の賃借料情報・家族経営協定 5
- ★ 女性農業者の皆さんへ 6
- ★ 活動日記・編集後記 6

会長就任のごあいさつ



農業委員会

会長 早坂晴雄

昨年本町では、六月から七月にかけての低温や長雨、そして八月の相次ぐ台風の通過により、農地や農作物に多大な影響が出るなどして、これまで経験したことがないほど大変厳しい年となりましたが、今年は大変大きな天候の崩れもなく、このまま豊穡の出来秋を迎えられるのではないかと、期待をしている所であります。

さて、これまで農業委員会は、公選及び議会、農協等の推薦により委員に就任してきましたが、農業委員会等に関する法律の一部改正（平成二八年四月一日施行）に伴い、推薦及び募集の届出者の中から町長が選任し、議会の同意を得て任命される新たな制度に変わりました。

そして、過日に初めての総会が開催され、役員と各委員会の構成を決定し、その中で各委員のご推挙をいただき、不肖私が会長としての任務の付託を受けることとなりましたが、本町農業を取り巻く厳しい情勢の中で責任の重大さを考えたとき、身が引き締まる思いでありますし、決意も新たに頑張っていかなければならないと思っております。

今日、農業を取り巻く情勢は益々不透明な状況にあります。米国を除いた環太平洋パートナーシップ協定（TPP）では、参加11カ国の早期発効に向けた交渉が今後加速されることや、二〇一三年から続いていた日欧経済連携協定（EPA）の交渉が大枠合意に達していますが、農業分野における合意の具体的内容では、カマンベールやモッツァレラチーズなどソフト系と呼ばれるチーズが、新設する輸入枠内で関税撤廃になる

とされています。しかし、具体的な交渉内容についての情報は伝わっておらず、当事者であるはずの農業者に対する説明は不十分と言わざるを得ません。

また、本町における生乳生産への影響試算も示されていないため、現場の不安払拭のためにも早急かつ丁寧な説明を強く求めるとともに、農業者が希望を持つて経営を継続

できるように、体質強化対策や、経営安定対策など万全な対策を講じるよう要請していかなくてはなりません。

農業委員会として、これらの課題や本町農業の様々な課題に対し、積極的に対応することが強く求められておりますし、今後も優良農地を守り、集団化の推進、担い手への農地集積など、農地流動化対策を積極的に進め、本町農業の

発展に寄与してまいりたいと考えております。

農業委員の任期は三年であります。農業委員会に課せられた使命と役割を認識し、真に農業者の利益を代表する機関として厳正・中立に運営を行い、本町農業振興のため全力を尽くして参りますので、今後とも関係各位のご協力とご支援を切にお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

農業後継者対策推進協議会の 本年度の取り組みについて

- ◆ 執行体制
各機関・団体の代表者で構成する「役員会」と事務担当者による「幹事会」、各地域において情報提供やお世話活動をいただく「推進員」（8名）により本年度も後継者対策を進めます。
- ◆ 協議会の財政
町と農協からの補助金（各100万円）で運営します。
- ◆ 主な事業内容
 - ・各種交流会の開催
できるだけ多くの出会いの機会を設けるため、道内女性との交流会をはじめとする各種交流会を開催し、JA青年部等が主体的に取り組む事業にも支援します。
 - ・結婚祝い金の支給
農業後継者が結婚した場合に、費用の一部助成として、お祝い金を支給します。
 - ・結婚仲介者への謝礼
農業後継者への結婚を仲介または、情報を提供により成婚に至った場合には、仲介謝礼金を支給します。

平成29年度の予定事業

【管内女性とのカップリングパーティー】

・期日 / 1月頃開催予定・会場 / 帯広市

【札幌交流会】

・期日 / 12月8日(金)～9日(土)一泊二日 ・会場 / 札幌市

【オールとかち札幌交流会】

・期日 / 1月頃開催予定 ・会場 / 札幌市

独身の農業後継者の皆さんの参加をお待ちしています。

交流会について、詳しい内容を知りたい方は農業委員会までご連絡をお願いします。(TEL 2-4298)

新たな体制でスタート

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選任方法が公選制から議会の同意を要件とする町長の任命制に変更されました。

7月20日より11名体制(定員13名)で新たな体制での活動が始まりました。

新しく大西仁志さん(北居辺)、利害関係者以外の者として関谷光丸さん(5区)が委員となりました。

なお、退任された福澤寛幸さん(6年2ヶ月間)、橋本正則さん(3年間)、石川信幸さん(3年間)には、大変お世話になりました。今後とも、農業委員会活動にご助言いただきますようお願いいたします。

改選後の農業委員会体制については、下記のとおりです。



新体制

① 年齢 ② 住所

- 会長
早坂晴雄(再任)
① 61歳 ② 北居辺
- 会長職務代理者
佐藤清(再任)
① 61歳 ② 東居辺
- 農地委員会委員長
高木裕巳(再任)
① 61歳 ② 上音更

- 農地委員会副委員長
早坂均(再任)
① 54歳 ② 北門
- 農地委員会
大井隆行(再任)
① 57歳 ② 上士幌
- 農地委員会
菅原研(再任)
① 61歳 ② 萩ヶ岡
- 農地委員会
阿部修(再任)
① 56歳 ② 萩ヶ岡

- 農地委員会
大西仁志(新任)
① 61歳 ② 北居辺
- 農業政策委員会委員長
齋藤哲也(再任)
① 62歳 ② 北居辺
- 農業政策委員会副委員長
山本弘一(再任)
① 66歳 ② 北門
- 農業政策委員会
関谷光丸(新任)
① 60歳 ② 上士幌

農地パトロールの実施について

農業委員会では、耕作放棄地やヤミ小作地、農地転用等の実態を把握するため、毎年農地の巡回を進めています。

農地法の改正に伴い、農地の利用状況の調査が農地法に基づく業務に位置付けられ、昨年十一月一日、町内全域を対象として農業委員全員による農地パトロールを実施しました。



これまでも農地の利用方法に問題があった場合には、随時調査を実施していますが今後も適切に農地の保全・管理、無断転用等の防止に努めます。また、不適切な利用が見られる場合には、使用者への指

導を進めることとなりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

農地のあっせんについて

農業委員会では毎年一〇数件の売買あっせんを取り扱っています。

農地のあっせんは農地法及び上士幌町農業委員会農地移動適正化あっせん基準等に基づいて適切に進めています。

配分決定までの流れ

農家の皆様から農地のあっせん申出を受理した後、農業委員会において当該地の現地調査を行い農地価格を決定します。地権者の了解を前提に適正な地区に一定期間の公募を行い、取得希望者から配分申出を徴収します。

配分は、あっせん基準等に基づいて農業委員会において慎重に審議して決定します。

農地あっせんの留意点

農地のあっせんをご希望される場合は次の点にご留意ください。

一、売買希望の農地に作物が

作付されている場合は、収穫後の売買契約となります。

二、冬季積雪期においては現地調査ができませんので、融雪後に現地調査を行い農作業開始前に売買契約を行います。

農地の売買や賃借等の利用権設定に関しましては、農業委員会にお問い合わせください。

農地所有適格法人

(旧農業生産法人)について

報告義務

農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人(旧農業生産法人)は、毎事業年度終了後3か月以内に農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出することが、法律で義務付けられています。

報告書を提出しない場合や虚偽の報告をした場合、罰則規定があります。お忘れないうち、提出をお願いします。

法人の要件の確保

農地所有適格法人の要件は、設立後、農地の権利を取得した後においても満たされています。

なければなりません。

たとえば、その法人の事業内容が、農業以外の事業が主となってしまうと、農地所有適格法人としての要件を欠くこととなります。

要件を満たさなくなると、権利を取得した農地は、手放さなくてはなりません。

農業委員会による勧告

農業委員会は、報告を受け

た内容を確認し、農地所有適格法人としての要件を満たさなくなるおそれがあると認められるときは、農地所有適格法人に対して、必要な措置をとるべきである旨の勧告をすることがあります。

※このほか詳細については、農業委員会へお問い合わせ下さい。

農地中間管理事業に係る借受希望者を募集しています

「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行に伴い、農地中間管理機構(公益財団法人北海道農業公社)が出し手から農地を借受け、受け手(担い手)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付けるといった新しい貸借の仕組みが始まりました。

規模拡大を目指す等、農地を増やすために農地中間管理機構から農地の借受けを希望される方を募集しています。

「農用地等の借受希望申出書」を提出すると5年間が応募の有効期間となります。その間に貸付可能な農地が出てきた場合、貸付の協議対象者になります。

※昨年度に提出された方は、既に5年間の有効期限に該当していますので本年度は提出不要です。

1. 申出書 農業委員会事務局に設置
2. 提出期間 平成29年9月11日(月)まで(期限厳守)
3. 提出先 農業委員会事務局
4. その他 申込みの際、印鑑をご持参ください

◆ 申出書の内、氏名や希望面積等は、北海道農業公社ホームページ等に公表されることとなりますので留意願います。また募集は春と秋の年2回行います。

住宅や施設を

建てようとする前に！

- ◎住宅を新築したい
- ◎農業用施設を建設したい



まず農林課と農業委員会にご相談ください

自分や家族名義の土地に住宅や畜舎・倉庫などの農業用施設の建設準備を進めていたが、その土地が農地であったために関係する法手続きを終えるまで着工できないという事例が多くあります。

農振法(農林課へ)

建設地が農業振興地域整備計画の農用地区域に含まれている場合、用途変更や除外の申請が必要です。

申請内容によっては、許可までに数か月を要することがあります。

農振法の許可は、農地の転用を申請するためにも必要となりますので、早目に農林課の窓口でご相談ください。

農地法(農業委員会へ)

農地は、たとえ自分の土地であっても自由に宅地等に転用することはできません。

転用申請は、許可になるまで二か月程度を要します。また、土地の分筆測量が必要な場合があります。

余裕を持って早目の手続きを進めてください。

◆許可を受けずに転用した場合は罰則があります。

三年以下の懲役又は三〇〇万円(法人は一億円)以下の罰金

農地の賃借料情報

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果を公表することになりました。

過去1年間に農地の賃貸借契約で締結(公告)された賃借料データを公表します。

平成28年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10アール当たり)は、以下のとおりです。

【畑の部】

地域名	最高額	最低額	データ数
上士幌地区	10,000円	6,000円	15
北居辺地区	10,000円	10,000円	14
東居辺地区	8,600円	6,500円	14
北門地区	6,500円	4,000円	27
萩ヶ岡地区	9,500円	4,500円	53
上音更地区	10,000円	5,400円	88
勢多地区	7,000円	5,000円	18

- ・データ数は、集計に用いた筆数である
- ・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としている

● 家族経営協定の締結 ●

去る平成29年3月29日、金亀亭において、第19回家族経営協定調印式を開催しました。



- 締結世帯
早坂 均家(北門)
泉田 裕喜家(北門)
- 立会人
竹中町長
小椋農協組合長
早坂農業委員会会長

《家族経営協定とは》

家族で円満に農業経営を営み、経営の向上を図るためには、経営方針をはじめ家族一人ひとりの役割や就業条件等を明確にすることが必要です。

家族経営協定とは、経営主と配偶者や後継者など家族みんなで経営や暮らしの現状を話し合って就業条件や生活条件をめぐる課題の改善点を明らかにし、その対応方針や経営目標などを文書により取り決めることです。

本町では、累計で59家族が協定の締結を進めています。締結内容は、状況の変化に合わせて見直しを行い、効果を継続させる必要があります。

《協定を結ぶメリットは》

- ◎認定農業者制度
家族経営協定が結ばれていれば、認定農業者の共同申請が認められ、経営主と共に認定農業者とすることができます。
- ◎農業者年金
政策支援加入(保険料に対して国庫補助を受けられる制度)することができます。
- ◎農業改良資金/農業近代化資金/経営体育成強化資金
女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を結んでいることを要件の一つとしています。

家族経営協定は、農業委員会では、事前のご相談から協定書作成までお手伝いします。

まずは、地域の農業委員にお尋ね下さい。

老後の備えは **農業者年金** で安心!



女性農業者の皆さんへ あなた自身の年金を!

老後の備えは万全ですか?

現在65歳の農業者年金受給者の
平均余命は、男性が22年(87歳)、
女性が27年(92歳)です。

女性の老後は男性以上に長い道のりです。

〔日本人の平均余命は、男性84歳、女性89歳となっており、
農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。〕

女性農業者の長い老後を
しっかりサポートします

農業者の老後の生活の収入は、 国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、
夫婦お二人で約13万円です。

一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で
23~24万円が必要となるデータがあります。

→月額約10万円不足!

国民年金の不足分を
しっかりカバーします

家族経営協定を結べば
保険料の国庫補助も
受けられます。

認定農業者で青色申告をしている方と
家族経営協定を結んで農業経営に
参画している配偶者も保険料の
国庫補助が受けられます。

女性の農業経営への参画を
しっかり応援します!

※家族経営協定についての
詳細は裏面をご覧ください。

農業者年金の加入には
農地の権利名義は
要りません。

ご主人だけが農業者年金へ加入して
いたとしたら、先にご主人が亡くなった時、
あなたの老後の支えは国民年金だけに
なってしまいます。
一人一人の備えが大切です。

自らの力で
老後に安心を!

編集後記

- ◆本年7月に農業委員が改選され、今後3年間の活動を担う新しい体制となりました。
- ◆編集委員も新体制になり、これまでの石川信幸委員長・橋本正則委員に代わって、大井隆行委員長・菅原研委員・大西仁志委員が就任しました。今後ともよろしくお祈りします。

活動日記

- 《1月》
 - 10日 農業委員会だより編集委員会
 - 27日 第10回農業委員会総会
- 《2月》
 - 17日 十勝農委連会長・会長職務代理・事務局長会議
 - 23日 第11回農業委員会総会
 - 24日 北十勝一市三町農業委員三役研修会
- 《3月》
 - 22日 農地流動化対策協議会役員会
 - 24日 家族経営協定調印式
 - 24日 第12回農業委員会総会

- 《4月》
 - 18日 農業後継者対策協議会総会
 - 20日 第1回農業委員会総会
- 《5月》
 - 25日 第2回農業委員会総会
 - 28~30日 全国農業委員会会長大会
北海道選出国會議員要請集会
- 《6月》
 - 17日 農業委員会OB会総会
 - 28日 第3回農業委員会総会
- 《7月》
 - 21日 第4回農業委員会総会
 - 24日 北十勝一市三町会長・事務局長会議
 - 27日 農地流動化対策協議会

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：大井隆行 編集委員：菅原研 大西仁志

公開情報 上士幌町ホームページ (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内 [組織/農業委員会] よりご覧いただけます。